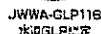


上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



牙

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 8 年 6 月 5 日

孀恋村長

様

令和 8 年 6 月 1 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号

建築物飲料水水質檢查業 群馬県 5 水第2号

一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験中

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	上ノ貝簡易水道				
水源名称					
採水場所	黒岩靖宅				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 6 月 1 日 10 時 25 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	22	水温 (℃)	9.4
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.20
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年6月1日 ~ 令和8年6月4日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-2159

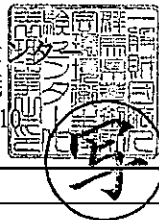
令和 8 年 6 月 5 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年6月1日 ~ 令和8年6月4日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

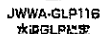
上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-2307

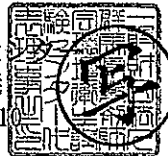
令和 8 年 6 月 8 日

様

令和 8 年 6 月 2 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

群馬県薬剤師会環境衛生試験会
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年6月2日 ~ 令和8年6月5日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

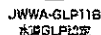
上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。